

行田市スマート農業等推進補助金交付要綱

平成28年3月31日告示第114号

令和3年3月31日告示第116号

令和5年3月31日告示第98号

令和7年3月31日告示第93号

令和8年3月31日告示第118号

(目的)

第1条 この要綱は、農業所得の増大及び農業の大規模化に向けたスマート農業技術の導入、畦畔撤去等の新たな取組を行おうとする市内の農業者に対し、予算の範囲内において行田市スマート農業等推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、スマート農業技術の普及を図るとともに市内の農業者の農業所得の増大及び農業の大規模化に向けた積極的な取組を促進し、もって市内の農業者の農業経営基盤の強化並びに市内の農業の振興及び産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スマート農業技術 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 認定農業者 市内の農地を所有し、又は耕作する者で、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。別表第2において「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 農地所有適格法人 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する要件を満たし、農地に関する権利の取得が可能な法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内の農地で農業経営を行っていること。
- (2) 個人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、次条第1号に規定する事業のうち、第5条第2号に規定する経費を申請する場合は、この限りではない。
- (3) 法人にあつては、本市が認定した認定農業者又は農地所有適格法人であること。ただし、

認定農業者に認定されることが確実であると見込まれる場合は、この限りではない。

(4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する補助対象者が営む事業で、次に掲げるものとする。ただし、既に国庫及び県費による補助金等の交付の対象となっている事業は、補助対象事業としないものとする。

(1) スマート農業技術の導入等により、農産物の既存の生産方法を改善することで、効率的に生産量を拡大し、又は生産コストを縮減しようとする事業

(2) 農地の集積及び集約を目的に畦畔を撤去する事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる事業に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、汎用性が高いと市長が認める経費は除く。

(1) 農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログ又は農業新技術__製品・サービス集に掲載されている機械等を導入し、及び利用するために要する経費。ただし、掲載されていない場合であっても当然機械等と同等以上の機能を有する場合は、この限りではない。

(2) 耕作地の集積・集約化における畦畔の撤去に要する経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。ただし、前条第2号に規定する経費に対する補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の交付は、同一年度において1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行田市スマート農業等推進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 市税完納証明書又は滞納のない証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による提出に当たり、申請者は当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定

する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 3 申請者が、前年度以前にこの要綱による交付決定を受けている場合において、成果目標が達成されていないときは、申請することができないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、申請書の提出を受けたときは、別表第2に基づくポイント数の合計が18ポイント以上かつ高い順に補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、事業年度を続けて申請する場合は、合計したポイント数に4分の3を乗じるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、行田市スマート農業等推進補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

（変更の承認申請等）

第9条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後、次に掲げる変更を行う場合は、行田市スマート農業等推進補助金計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- （1） 総事業費の30パーセントを超える事業費の増減を伴う変更
- （2） 事業計画の変更

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、変更を承認したときは、行田市スマート農業等推進補助金計画変更承認通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、行田市スマート農業等推進補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1） 実施状況報告書（様式第7号）
- （2） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 1 1 条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る書類及び必要に応じて行う実地調査により補助対象事業の実績を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、行田市スマート農業等推進補助金確定通知書（様式第 8 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 2 条 交付決定者は、前条の規定により補助金の確定の通知を受けたときは、行田市スマート農業等推進補助金交付請求書（様式第 9 号）により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第 1 3 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（事業報告）

第 1 4 条 交付決定者は、事業実施年度から成果目標達成年度まで毎年度、当該年度における成果目標達成状況を実施状況報告書により、翌年度の 6 月末日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて事業遂行状況について報告を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第 1 5 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金を交付した日の属する年度の翌年度から 5 年以内に、当該補助金の交付に係る器具、設備等を目的外に使用し、又は処分したとき。

（4） 前各号に定めるもののほか、事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の場合において、補助金の交付を取り消したときは、行田市スマート農業等推進補助金交付決定取消通知書（様式第 1 0 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 1 6 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を当該交付決定者に返還させることができる。

（書類の整備及び保管）

第 1 7 条 交付決定者は、事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するも

のとする。

2 前項の証拠書類は、事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

この告示は、令和8年4月1日から施行する。